

記入例

算定割当量の振替申請に係る作成依頼書

年 月 日

(提出日を記入してください。)

運用保守事業者 御中

事業者名 国別株式会社

申請者名 国別 太郎

算定割当量の振替について、次のとおり申請内容の登録と申請書の作成を依頼します。

申請書に記載する日付：（西暦） 年 月 日

振替元口座（振替元口座の情報を記入してください。口座番号が不明な場合は、国別登録簿システムの公開情報ページを参照してください。ユーザ ID が不明な場合は、登録簿管理者まで御連絡ください。）

口座番号	JP-100-00000-00000-11111-00
ユーザ ID	1234567890
（ふりがな）	くにべつかぶしきがいしゃ
口座名義人の名称	国別株式会社

振替先口座（振替先口座の情報を記入してください。口座番号や口座開設者名が不明な場合は、国別登録簿システムの公開情報ページを参照してください。）

口座番号	JP-100-00000-00000-00001-00
口座開設者名	日本国政府
移転目的※	☐ 国の管理口座以外への移転 ☐ 法第四十八条第三項第三号ロに規定する目的で無償で国の管理口座へ移転 ☐ 法第四十八条第三項第三号ハに規定する目的で無償で国の管理口座へ移転 ☐ 取消しを目的として無償で国の管理口座へ移転
通知 ID（国の管理口座以外への移転、法第四十八条第三項第三号ロに規定する目的で無償で国の管理口座へ移転、法第四十八条第三項第三号ハに規定する目的で無償で国の管理口座へ移転を選択し、通知 ID が存在する場合は記入してください。）	000000000000987

- ※ 国の管理口座への移転を行う場合には、取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）を目的とする移転又は法第四十八条第三項第三号ロに規定する目的で行う移転の別を選択すること。
- ※ 移転目的のうち、償却とは割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることをいいます。
- 移転目的のうち、取消しとは償却とは割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいいます。

記入例

振替に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号（1回の申請では100件まで可能です。クレジット情報が不明な場合は、運用保守事業者に記録事項照会を依頼してください。）

算定割当量の種別※	数量 (t-CO2)	識別番号		
CER	1000	IN-000-000-000-000-001	～	IN-000-000-000-001-000
CER	500	IN-000-000-000-001-001	～	IN-000-000-000-001-500
CER	500	BR-000-000-000-010-001	～	BR-000-000-000-010-500

※算定割当量の種別欄には、AAU（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。）、ERU（法第二条第六項第二号に規定する排出削減単位をいう。）、tCER（京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が短い認証された排出削減量をいう。）、1CER（法第四十九条第一項に規定する特定認証排出削減量をいう。）又はCER（法第二条第六項第三号に規定する認証された排出削減量のうち、tCER及び1CER以外のものをいう。）の別を記入すること。